

大和市自治基本条例 逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 自治の基本原則（第4条－第8条）

第3章 市民

第1節 市民（第9条－第11条）

第2節 地域コミュニティ（第12条）

第4章 市議会（第13条・第14条）

第5章 市長（第15条・第16条）

第6章 行政運営の原則

第1節 総合計画（第17条）

第2節 執行機関（第18条－第25条）

第3節 財政（第26条－第28条）

第7章 厚木基地（第29条）

第8章 住民投票（第30条・第31条）

第9章 その他（第32条・第33条）

附則

前文

大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。

21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。

ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。

【解説】

- ・前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な認識や決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。
- ・これまで、大和市（地域社会）の発展は、市民、市議会、そして市長が、それぞれの考え方のもと、それぞれの理想を追求する中で達成されてきました。しかし、多様で個性豊かな地域社会を実現するという時代的な要請にこたえていくためには、これまでの対応では限界があり、三者による英知の結集や役割分担に基づいてそれぞれが責務を果たし協力することが欠かせないものとなってきました。
- ・『地方自治の本旨』である住民自治と団体自治の考え方にとり、三者が力を合わせて目指すべき地域社会の実現に努める、これこそが大和市の自治の姿です。そこで必要となる三者の間で共有すべき考え方や仕組みを、条例として定めるものが自治基本条例です。

- ・明治時代、この地域のいくつかの村が合併し一つの村となりましたが、その後この村では、合併前の村民間に生じた様々な問題や軋轢により分村運動が起きました。そこで調停に入った神奈川県から提案された村名が『大和』村であり、大和市の名前の由来です。互いを尊重し、大きく和していこうというこの名前の意味を大事にし、自治を進めていきたいと考え、「大きく和する」という言葉を前文に入れています。
- ・このような歴史的認識を含めて、大和市は、自治を推進するにあたり、「市民一人ひとりが個人として尊重されること」と「自らの意思と責任に基づいて自己決定すること」、この2つを自治の基本理念に掲げています。

＜参考：住民自治と団体自治＞

地域の課題は、その地域の住民が自主的に解決するというのが『住民自治』です。これに対して、地方自治体を国家から独立した個別の団体とみなし、地方的な事務はその団体に任せるとするのが『団体自治』です。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念（以下「自治の基本理念」という。）にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

- ・目的規定は、前文に掲げた自治の基本理念にそって、この条例は何を定めているかをより具体的に示したものです。
- ・「前文に掲げた自治の基本理念」とは、前文の4段落目にある、「市民一人ひとりが個人として尊重されること」と「自らの意思と責任に基づいて自己決定すること」の2つを指しています。
- ・上記の理念にのっとり、この条例では大きく『自治の基本原則』、『市民の権利と責務』、『市議会の責務』、『市長の責務』、『行政運営の原則』を定めています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

【解説】

- ・自治基本条例は、自主・自立の自治体運営を支える基本的な理念や仕組みを定めた自治体の最高規範であり、『市民の権利と責務』、『市議会の責務』、『市長の責務』、『行政運営の原則』などの内容はその性格を裏付けるものです。このことから、比喩的に『自治体の憲法』などと表現されることもあります。
- ・どの条例も規範としての効力は同一であり、上下はありませんが、他の条例や規則等の制定や改廃に当たっては、「この条例の内容を尊重し」なければならないことを定め、自治基本条例の最高規範性を表しています。そのため、既存の条例や規則の中でこの条例に反する内容が含まれるものがあつた場合、すみやかに改正することが必要です。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

【解説】

- この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語を定義しています。
- 第1号「市民」について
自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています（外国籍の市民も含まれます）。また、「者」は個人を指し、「もの」には個人のほか団体、企業等を含んでいます。
- 第2号「執行機関」について
執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。市の代表者である市長と、市長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する6つの行政委員会及び委員を指しています。
- 第3号「市」について
通常『市』という場合、漠然と市役所を指して使われることも少なくありませんが、この条例では市の構成要素を『住民＋市議会＋執行機関』とし、住民も自治体の構成要素の一つであることをはっきりと示すとともに、自治をこの三者が協力して担っている意味合いを表現しています。そして、自主的、総合的に実施される地域行政の対象は、範囲を広げて定義した市民とし、これからのあるべき自治体の姿を示しています。
- 第4号「協働」について
『第4条 参加及び協働の原則』で規定しているとおり、多様化する地域の課題や市民ニーズに対し、市議会や執行機関だけで取り組むことが困難な状況の中、協働は自治を推進する上で不可欠の要素となっています。

第2章 自治の基本原則

(参加及び協働の原則)

第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。

【解説】

- 自治の基本原則としてまず、主体的な「参加」、そして「協働」を定めています。地方自治の本旨に立つならば、参加は当然のことと言えます。また、多様化する地域の課題や市民ニーズに対し、市議会や執行機関だけで取り組むことが困難な状況にある中、NPOを始めとする様々な市民活動との協働を抜きにしてはこれからの自治は語れません。
- これまでは参加あるいは協働というと、市民と執行機関との関係の中で捉えることがほとんどでした。市民、市議会、執行機関の三者が、より協力しながら自治体運営していこうという中では、市民活動への市議会や執行機関の参加や、市民と市議会との協働など、三者相互の参加や協働も考えられます。
- 「それぞれの責務」とは、『第10条 市民の責務』、『第13条 市議会の責務』、『第14条 市議会議員の責務』、『第15条 市長の責務』、『第16条 市職員の責務』を指しています。
- なお、大和市では協働を具体的に推進する条例として、『大和市新しい公共を推進する市民活動推進条例』を制定し、『新しい公共』という概念を打ち出すなど、協働の推進に取り組んでいます。

(情報共有の原則)

第5条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。

【解説】

- 自治を推進するためには、市民、市議会、執行機関が情報を共有することが不可欠です。また、情報の共有は参加や協働を行う上での前提条件でもあります。実際には、自治に関する情報は執行機関が多くを保有しているため、執行機関からの情報発信がまず大事なことです。三者相互の情報発信、情報共有も求められています。

(法令の自主解釈)

第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。

【解説】

- 自治体で行う事務の多くは、法令に根拠を置いています。これまで自治体の法令解釈は、国の通達や行政実例などにのっとり行われてきました。しかしながら、分権時代にあって地域の実情に合った政策を実現したり行政課題を解決したりするには、中央照会型の法務ではなく、地方自治の趣旨に即した、また国と地方の役割分担に即した自主解釈型の法務がこれまで以上に重要となってきました。法令の目的を踏まえながら、いかに自主的に解釈し運用するかが大変重要です。

<参考：国と地方の役割分担>

国の役割：①国際社会における国家としての存在に関わる事務

→ 外交、防衛、通貨、司法など

②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動、もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務

→ 私法秩序の形成等、公正取引の確保、生活保護基準、労働基準、地方公共団体の組織及び運営の基本など

③全国的な規模、もしくは全国的な視点に立って行ななければならない施策及び事業の実施

→ 公的年金、宇宙開発、基幹的交通基盤など

国は、これらを重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とする（地方自治法第1条の2第2項）。

地方の役割：地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う（地方自治法第1条の2第1項）。

(財政自治の原則)

第7条 市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、使途を決定する財政自治を原則とする。

【解説】

- 自分たちのまちの行政サービスの質と量は、国が決めるのではなく、自分たちが決めることができるようにすること、これは正に地方自治のあるべき姿であり、地方分権改革の目的でもあります。そのためには、権限と同様に財源を確保し、財政の自由度を高めることが不可欠です。受益と負担の関係を明確にした上で、市が自らの権限と責任で財源を確保し、真に必要とされる行政サービスを自主的かつ効率的に選択していくことが必要です。

(対等及び協力の原則)

第8条 市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、協力することを原則とする。

【解説】

- ・地方分権改革により、機関委任事務が廃止され、あるいは国や都道府県の関与が廃止・縮減されるなど、市町村は国や都道府県と対等・協力の関係であることが明確に示されました。自主・自立の自治体運営を進める大和市の姿勢として、国や神奈川県との関係をあらためて示したものです。

第3章 市民

第1節 市民

(市民の権利)

第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

- 2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映（以下「政策形成等」という。）の過程に参加する権利を有する。
- 3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。
- 4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。

【解説】

- ・本条では、市民自治を一層推進するために市民の権利を規定しています。
- ・第1項について
前文でも謳われていますが、市民の権利として、最も基本的な権利を確認する意味を含めて規定しています。
- ・第2項について
市民自治の推進という観点からみれば、参加は市民の当然の権利といえます。より具体的な行政への参加を保障している『第8章 住民投票』の住民投票制度に基づく請求権や投票権等を含めて、包括的な権利として整理しています。
「政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映」はPDCA【Plan/計画（形成）・Do/執行・Check/評価・Action/改革・改善（反映）】を指しており、この執行機関の活動に市民が参加できることを定めています。これは権利であるため、当然参加を強制するものではなく、参加しないからといって不利益を被るものではありません。
- ・第3項について
前項と同様に、市民自治の推進という観点から大変重要な権利です。情報の入手、情報の共有なくして、市民の参加もありえません。
- ・第4項について
地方自治法第10条で保障されている『住民の権利』を含めて、行政サービスの提供を受ける権利を包括的に規定しています。しかしながら、この規定により、すべての市民がすべてのサービスを等しく受けられるというものではありません。例えば住民のみが受けることができるサービスなどもあり、受給できる対象者はサービスごとに条例や規則などで規定されることとなります。

(市民の責務)

第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

- 2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

【解説】

- 第9条の権利の規定と対になる責務の規定です。法的な『義務』として強制するものではなく、主体的に果たす『責務』として謳っています。
- 第1項について
市民が自治の担い手であるという自覚を持たずして自治の推進はありえないという考えを基本としています。また、通勤者、通学者なども含め、市民の定義を幅広く捉える中では、住民以外の市民にもこのような責務を主体的に担ってもらうことを定めています。
- 第2項について
自治の推進のためには、自己決定・自己責任の考え方が基本です。このような意味も含めて、執行機関の活動への参加に当たっては、当然自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。
- 第3項について
市民は行政サービスを受ける権利を持つ一方で、そのサービス提供に伴う負担を分かち合うことを定めています。地方自治法第10条で規定している『住民の義務』を含めて、包括的に規定しています。

(子ども)

第11条 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

【解説】

- 現に社会の一員であり、また未来の社会の担い手である「子ども」を大切にするという大和市の姿勢を謳っています。
- 子どもを取り巻く環境の悪化が指摘される中で、子どもは家庭や学校だけでなく、地域全体でも育まれるべきという視点に立っています。

第2節 地域コミュニティ

(地域コミュニティ)

- 第12条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下この条において「地域コミュニティ」という。）が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てよう努めるものとする。
- 2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。
 - 3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。
 - 4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

【解説】

- これまでは自治会などの地縁型のコミュニティが、自治の推進に大きな役割を果たしてきました。近年では、地縁だけにとらわれない、NPOなどの活動内容や目的によって人が結びつくテーマ型コミュニティの活動が盛んになり、こちらも自治の推進には欠かせない存在となっています。
- 第1項について
「地域コミュニティ」には、地縁型、テーマ型いずれのコミュニティも含まれますが、一般に広く使われる広義の『コミュニティ』ではなく、「地域の課題に自ら取り組むことを目的とし、自主的に形成された集団」に絞ったものを、この条例では「地域コミュニティ」としています。地域コミュニティが自治の担い手であることを認識し、守り育てていくことを市民に求めています。
- 第2項について
自治の担い手である地域コミュニティは、自主・自立の考え方が基本です。従って、執行機関が政策形成等を行うに当たっては、当然のこととして、地域コミュニティの自主性、自立性を尊重しなければなりません。
- 第3項について
執行機関が地域コミュニティに対し、活動場所の提供、活動資金の援助、活動に関する情報提供などの支援ができることを定めています。
- 第4項について
市議会も地域コミュニティの自主性や自立性を尊重することを定めています。

第4章 市議会

(市議会の責務)

- 第13条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。
- 2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。
 - 3 市議会は、保有する個人情報を保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。

【解説】

- ・『地域のことは、地域で考え、地域で決める』という、自主・自立の自治体運営が望まれるほど、自治体の意思決定機関である市議会の果たす役割はますます重要になります。
- ・第1項について
市議会は、前文に規定されている自治の基本理念にのっとり、地方自治法等により与えられた権限を行使することが求められています。
- ・第2項について
開かれた議会運営、説明責任、応答責任は、市民の権利として規定した『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が市政に参加する上での前提条件となるものから、市議会の責務として位置付けています。
- ・第3項について
執行機関と同様に、市議会においても、保有する個人情報を保護しなければなりません。また、前項と同じく、市民の権利として規定した『情報を知る権利』を保障するとともに、保有する情報を原則として公開しなければならないことを市議会の責務として位置付けています。

<参考：議会の権限>

議会の権限の中心的なものとして、

- ①議決権（地方自治法第96条の議決事項として、条例の制定・改廃、予算の決定など15項目）があります。そのほかに
- ②選挙権（同法第97条・第103条・第182条）
- ③検閲・検査権及び監査請求権（同法第98条）
- ④意見書提出権（同法第99条）
- ⑤調査権（同法第100条）
- ⑥長の不信任議決権（同法第178条） などがあります。

(市議会議員の責務)

- 第14条 市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。

【解説】

- ・二元代表制のもと、幅広く市民の意思を代表する市議会議員の果たす役割はますます重要になっています。前条に定めた責務を市議会が果たすために、市議会議員は前文に規定されている自治の基本理念にのっとり職務を遂行することが求められています。

第5章 市長

(市長の責務)

第15条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。

- 2 市長は、執行機関の政策形成等が、第2章に定める自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。
- 3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。
- 4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。

【解説】

・第1項について

地方分権改革により、機関委任事務が廃止されるなど、文字通り国と自治体の関係は上下・主従から対等・協力となりました。自治体の代表者であり、大きな権限が与えられている市長は、この条例の考え方にのっとり、大和市の自治を推進しなければなりません。

・第2項について

執行機関を統轄、調整する役割を担っている市長は、執行機関の政策形成等が自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければなりません。

・第3項について

これからの自治体は、地域経営体と捉えることが重要です。自治体の代表者である市長は、この経営という基本的な考え方を踏まえて、常に効率的な行政運営に努めることが求められています。

・第4項について

行政の具体的な事務を担っているのは市の職員です。職員の資質が問われる所以です。市長は、自治を推進するために補助機関である市職員の能力向上に努めることが求められています。

<参考：市長の権限>

市長の権限の主なものとして、

①統括・代表権

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する（地方自治法第147条）。

②事務の管理及び執行権（同法第148条・第149条）

③総合調整権（同法第138条の3第3項・第180条の4、第221条第1項、第238条の2）

④規則制定権（同法第15条第1項）

⑤事務組織権（同法第155条・第156条・第158条） などがあります。

<参考：補助機関>

地方公共団体の長の補助機関は、長がその権限に属する事務を管理執行するに当たってこれを補助するものであり、法的には長の内部的な機関といえます。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。

- 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【解説】

・第1項について

市長の補助機関である市職員は、当然のこととしてこの条例を遵守し、市民のために職務を遂行しなければならない。

・第2項について

自治を推進するコーディネーター、市民活動のサポーターとしても、プロにふさわしい能力が求められる市職員には、自ら知識や技能の向上に努めることが求められています。

第6章 行政運営の原則

第1節 総合計画

(総合計画)

第17条 総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第26条において同じ。)は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。

【解説】

- ・現在の総合計画は、地方自治法に基づき市議会の議決を経て定められる基本構想と、これを具現化するための基本計画、さらに毎年度の予算の先導的な役割を果たす実施計画で構成されています。
- ・市が定める計画の中で最上位の計画である総合計画も、当然のこととして、市の最高規範である本条例で規定している自治の基本理念に沿って定められなければなりません。

第2節 執行機関

(運営原則)

第18条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

- 2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。
- 3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。
- 4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- ・第1項について
これからの自治体は、地域経営体としてその経営能力が強く求められています。このような意味から執行機関は、PDCAサイクルを基本にして、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを定めています。
- ・第2項について
『第4条 参加及び協働の原則』や『第9条 市民の権利』の中で行政への市民参加が定められていますが、その前提条件としても公正で透明性の高い開かれた行政運営が行われなければなりません。
- ・第3項について
『第9条 市民の権利』の中で、市民の『行政へ参加する権利』が定められていますが、本項は、執行機関がこの権利を保障するものです。
- ・第4項について
行政への市民参加をしっかりと保障していくために、市民参加の方法、手続き等を別に条例で定めることとしています。

(執行機関の組織)

第19条 執行機関の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものでなければならない。

【解説】

- ・自治体の組織の在り方については、地方自治法でも規定されていますが、組織は市民にとって『わかりやすさ』を第一に、地域経営体として効率的で機能的なものでなければなりません。

<参考：地方自治法で規定している組織>

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求め、その規模の適正化を図らなければならない(地方自治法第2条第15項)。

(行政評価)

第20条 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 前項に規定する行政評価に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

・第1項について

行政評価とは、市民に対して行政活動の中身を説明し、その評価を基に行政活動全体を改善・改革するための手法です。評価結果の信頼性を高めるためにも、いかに客観性を持たせるかが重要となります。

・第2項について

行政評価の制度化を図るために、必要な事項について別に条例で定めることとしています。

(説明責任)

第21条 執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。

【解説】

・第1項及び第2項について

説明責任は、『第9条 市民の権利』の中で規定した、市民が『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が『行政へ参加する権利』を行使する上での前提条件となるものです。行政運営のあらゆる過程における基本的な考え方として位置付けたものです。

(情報公開)

第22条 執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。

2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

・第1項について

情報公開は、前条と同様、市民が『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が『行政へ参加する権利』を行使する上での前提条件となるものです。また、行政運営の透明性の確保を図るためにも、大変重要な規定です。

・第2項について

情報公開に関し、より詳細な規定は『大和市情報公開条例』に委ねます。今後、新たに条例を定めることとした、市民参加、行政評価、住民投票の箇所だけでなく、既に個別の条例が制定されている情報公開、個人情報保護、行政手続の条文にも同様の委任規定を入れ、自治基本条例と行政運営全般に関わる基本的な条例との体系化を図っています。

(個人情報の保護)

第23条 市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。

3 前2項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

・第1項について

個人情報を取り扱う市民（事業者等も含む）に対し、個人情報保護の推進のため、啓発等の必要な措置を講じるよう市長の努力義務を定めています。民間の事業者等が保有する個人情報の保護に関する大

和市の基本的な考え方を示したものです。

- 第2項について
市民の基本的な人権の擁護や公正で開かれた行政運営推進のため、執行機関は、保有する個人情報を保護しなければなりません。
- 第3項について
個人情報の保護に関し、より詳細な規定は『大和市個人情報保護条例』に委ねます。前条第2項と同様に委任規定を入れることで、自治基本条例と行政運営全般に関わる基本的な条例との体系化を図っています。

(行政手続)

第24条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。

2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- 第1項について
行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関するルールをあらかじめ市民に明らかにすることは、情報公開制度や個人情報保護制度と同様、行政の透明性を図る上で大切な考え方です。
- 第2項について
行政手続に関し、より詳細な規定は『大和市行政手続条例』に委ねます。第22条第2項と同様に委任規定を入れることで、自治基本条例と行政運営全般に関わる基本的な条例との体系化を図っています。

(出資法人に対する指導等)

第25条 執行機関は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営がこの章に定める規定の例により行われるように指導及び助言を行うものとする。

【解説】

- 「市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人」とは、地方自治法第221条第2項の規定で、予算の執行に関し市長の調査権が及ぶ法人であり、具体的には6つの公社・財団（大和市土地開発公社、（財）大和市学校建設公社、（財）大和市スポーツ振興公社、（財）大和市余暇活動推進公社、（財）大和市みどりのまちづくり振興財団、（財）大和市国際化協会）を指しています。
- これらの公社・財団は、通常業務においても執行機関と密接な関わりを持つ、公共性の高い法人です。『第6章 行政運営の原則』にならった運営がされるよう、執行機関が指導や助言を行うよう定めています。

第3節 財政

(財政の健全性の確保)

第26条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。

【解説】

- 計画行政を確実に推し進めるには、中長期にわたる財政計画の策定が不可欠です。自治体経営という観点からも、持続可能な健全財政を確保し、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければなりません。

(財産管理)

第27条 執行機関は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

【解説】

- 自治体の財産（土地、建物、基金等）は、常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければなりません。

(財政状況等の公表)

第28条 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

【解説】

- 財政状況等を市民に対して明らかにすることは、開かれた行政運営、その透明性の確保の意味からも大変重要なことです。これからは市民の側にも、市の財政状況等をしっかり理解する姿勢が必要です。

第7章 厚木基地

(厚木基地)

第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。

2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。

【解説】

- 条文を検討する中で、国が本来果たすべき役割（安全保障政策）を条例に規定することに対する疑義が生じましたが、厚木基地が本市に実際に存在し、自治の基本理念や市民が享受すべき権利を脅かしている以上、基地問題を地域（大和市）における行政の課題として捉えることは、地方自治の本旨に照らして問題ないと解釈し本条例に規定することとしました。
- 第1項について
航空機騒音や墜落の危険がない生活を望む市民の率直な願いを謳ったもので、厚木基地の移転を目指すこととしています。この条文は直ちに現在のわが国の安全保障政策に反対を唱えるものではありません。また、主語には「市民」を加えようとする意見もありましたが、基地の移転を望まない市民もいることに配慮しています。
- 第2項について
基地移転までの当面の課題として、航空機騒音等の問題解決に努めなければならないことを定めています。

第8章 住民投票

(住民投票)

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【解説】

- ・住民投票制度は、住民が市政に参加する究極の仕組みといえます。
- ・住民投票制度には、『非常設型（個別型）』と『常設型』がありますが、本条例では、『常設型』とし、次条で請求や発議要件等を定めています。

<参考：非常設型（個別型）と常設型>

非常設型（個別型）とは、住民の賛否を問おうとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定するものです。

常設型とは、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ住民投票条例として定めておいて、請求要件等を満たしていればいつでも住民投票が実施できる制度です。

・第1項について

市長は、市政に関する特に重要な事項について、住民の意思を直接問う住民投票を実施することができる旨を定めています。住民投票は住民の意思を直接市政に反映できる制度ですが、実施にあたっては少数意見の取り扱いなどに慎重さを要し、また多額の費用もかかります。例えば市町村合併など市の将来を左右し、住民一人ひとりの意思を確認する必要に迫られた時の最終手段として行われるべきものです。

<参考：市政に係る重要事項>

別途条例で定めることとなりますが、市が行う事務であり、住民に直接その賛否を問う必要があるもので、かつ、市及び住民全体に直接の利害を有する事項が想定されます。

・第2項について

地方自治は、あくまで市長、市議会議員を住民の代表とする間接民主制が原則であり、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置付けられます。住民投票の結果で市長や市議会の選挙や決断を拘束するものではなく、市民、市議会、そして市長が結果を尊重すべきものとしています。

（住民投票の請求等）

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。

6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

・第1項について

請求の権利を持つ住民は、『16歳以上』の者としています。義務教育を修了し、社会人として働くことができる年齢であることや、住民投票の対象となる事項は、市の将来を左右する重大な問題のほずであり、できるかぎり幅広い層の住民の意見を聴くべきであるという考えに立っています。

住民からの住民投票実施の請求に必要な署名の数は、地方自治法の規定にある市長等の解職（リコール）請求に準じ「3分の1以上」としています。これはかなりハードルの高い数ですが、その数が集まれば第4項にあるとおり、市長や市議会の判断とは関係なく住民投票が実施されること、住民投票は市の将来を左右する重大な事項を対象として実施されなければならないこと、また、それくらいの数の署名がなければ、前条に定めた、住民投票の結果の尊重義務も生かされないという理由からです。

・第2項について

地方自治法による通常の議員提出議案の例に沿った内容となっておりますが、第4項にあるとおり、この請求がされた場合、市長は住民投票を実施しなくてはならず、議会の議決に対する市長の再議権はありません。

- 第3項について
市長は自らの判断で住民投票を発議、実施できることを定めています。
- 第4項について
第1項、第2項の規定による住民、市議会からの請求を市長は拒むことができず、それらの請求があった場合は住民投票が即実施されることとなります。
- 第5項について
第1項と同様の考え方に立ち、住民投票の投票権も16歳以上の住民としています。
- 第6項について
実際に住民投票を行うには、投票資格、投票方法、成立要件など、必要事項の詳細を定めた条例が別途必要になります。それらをあらかじめ住民投票条例として定めておくことで、請求要件を満たせばいつでも住民投票ができることとなります。いわゆる『常設型』住民投票条例の制定です。

＜参考：首長の再議権＞

地方自治法の規定により、首長は議会が可決した条例の制定、改廃や予算について異議がある場合、その議案を再議にかけることができます。いわば首長の拒否権で、再議権の行使期限は議会が条例などを首長に送付した日から10日以内で、再議となった議案を議会が再可決するには、出席議員の3分の2以上の同意が必要となります。

第9章 その他

(他の自治体との連携)

第32条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。

【解説】

- 市域を超えて広域的に対処しなければならない課題や共通する課題に対応するため、他の自治体との連携と協力を進めることを定めています。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市議会及び執行機関が別に定める。

【解説】

- この条例の施行に関し、必要となる規則等を、市議会や執行機関が別に定められるように設けています。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第18条第4項、第20条第2項及び第31条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。

【解説】

- それぞれ『市民参加に関する条例』、『行政評価に関する条例』、『住民投票に関する条例』を別に制定し必要な事項を委任することを定めている、第18条第4項、第20条第2項及び第31条の規定は、それらの条例の施行日から施行になります。